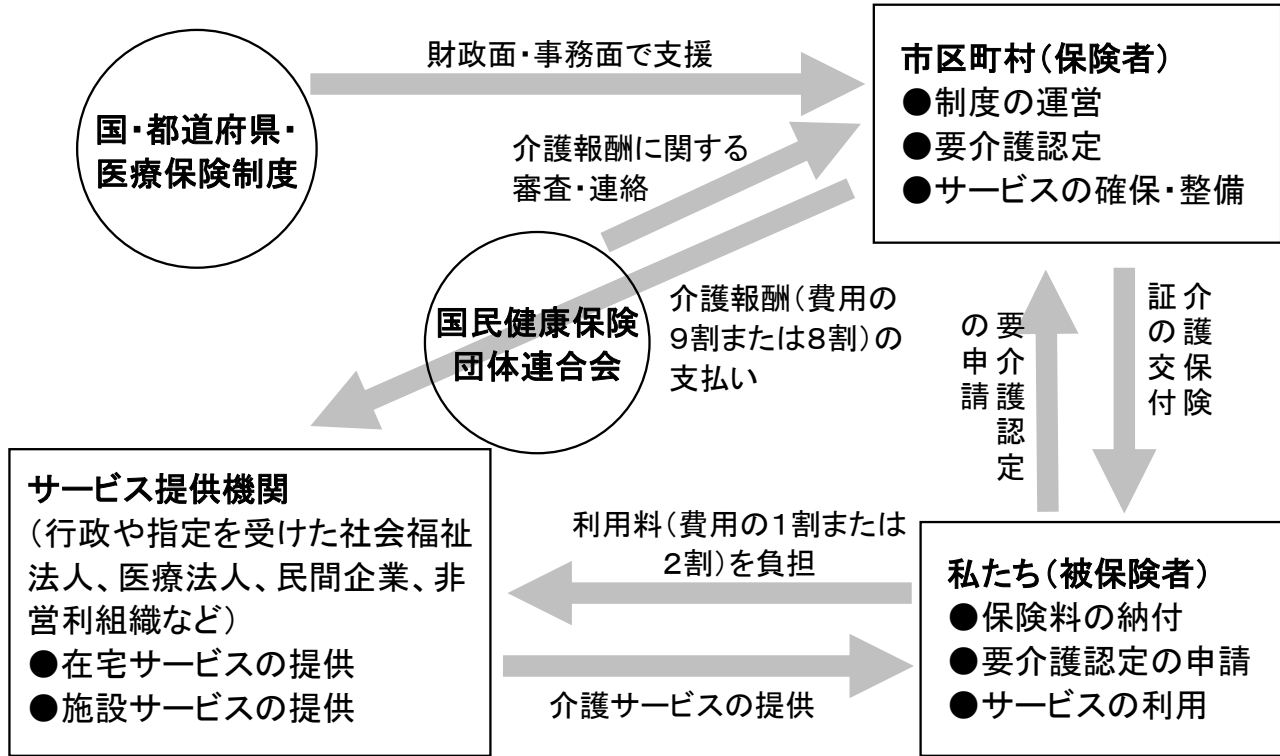


◆介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、私たちが住んでいる市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人々が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要であると認定を受けると、介護サービスを利用することができます。



■介護保険の財源 介護保険は、みなさんの保険料と公費で運営されています

保険料（50%）		公費（50%）		
65歳以上の人の保険料 22%	40歳以上65歳未満の人の保険料 28%	市区町村の負担金 12.5%	都道府県の負担金 12.5%	国の負担金 25% ※調整交付金5%含む

（在宅サービスの場合）

■40歳以上の人々が加入します

介護保険には、40歳以上の人々が加入します。65歳以上の方は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方は第2号被保険者となります。

■介護サービスを利用できるのは？

《第1号被保険者・・・65歳以上の人》

- 寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活に、介護や支援が必要であると認められた人。

《第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満の人》

- 初老期認知症、脳血管障害など老化にともなう病気（特定疾病）によって介護や支援が必要であると認められた人。

◆介護保険料の決め方

《第1号被保険者：65歳以上の方の保険料》

■保険料の決め方

お住まいの市区町村の介護サービスに要する費用によって、保険料の基準額が決まります。その上で、所得に応じた段階別の保険料が決められます。第6期(平成27年度～29年度)の保険料は下表のとおりです。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金(※1)受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	基準額×0.45 (平成27・28年度)	29,964円
		基準額×0.30 (平成29年度)	19,980円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.75 (平成27・28年度)	49,944円
		基準額×0.50 (平成29年度)	33,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	基準額×0.75 (平成27・28年度)	49,944円
		基準額×0.70 (平成29年度)	46,620円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	59,940円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の方	基準額×1.00	66,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	79,920円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	86,580円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	99,900円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.70	113,220円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

■保険料の納め方

介護保険料は、原則として年金から納めますが、受け取る年金額によって納め方が次の2種類に分かれています。

●特別徴収●	●普通徴収●
<p>年金額が18万円以上の方は年金から天引きになります。 ※年度途中で65歳になった方は、すぐには年金天引きにはなりません。</p>	<p>年金額が18万円未満の方は納付書で個別に納めます。 ※金融機関への申込みにより、口座振替による納付もできます。</p>

Q 保険料を滞納すると？

A 災害など特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割になったりする措置がとられます。

《第2号被保険者：40歳～64歳の方の保険料》

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と一括して納めます。

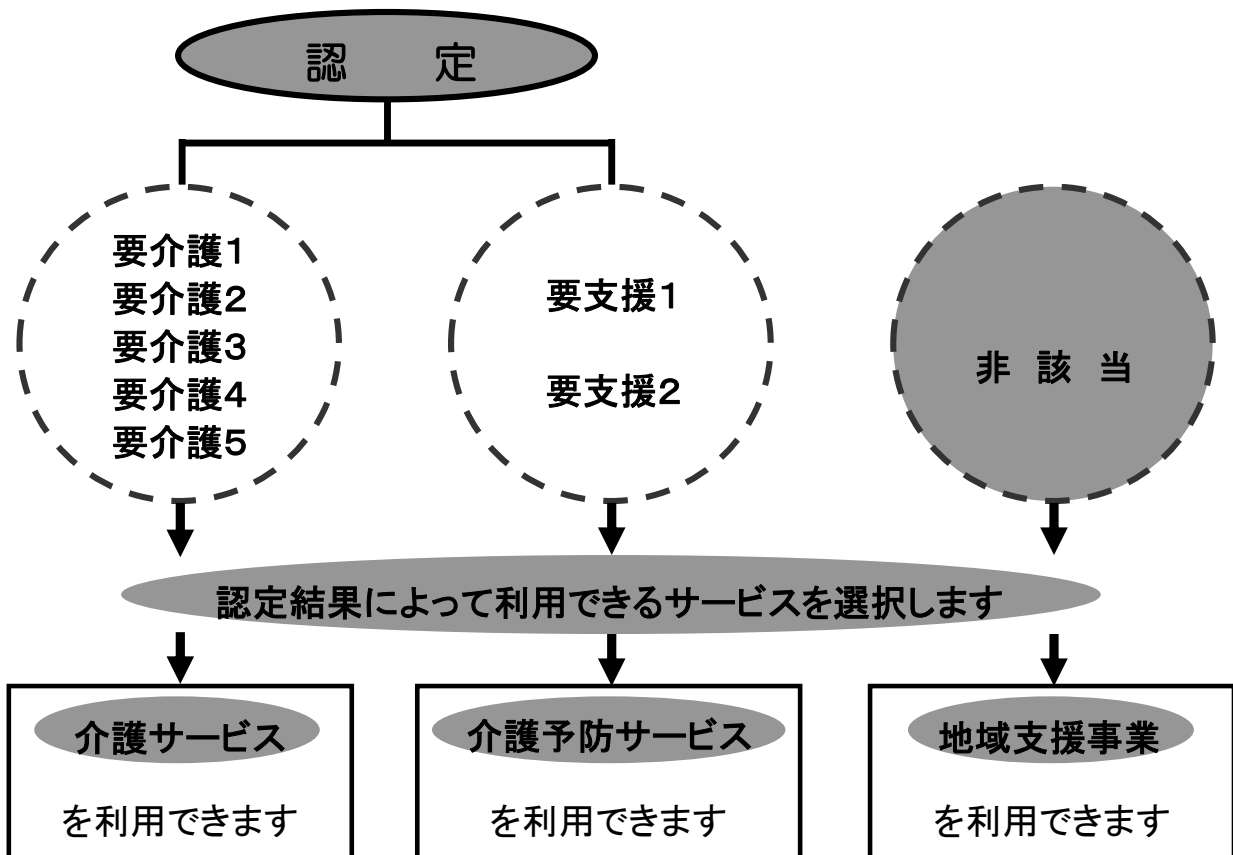
◆要介護認定の手続き

介護サービスを

介護サービスの利用は

介護保険のサービスを希望される場合は、市の窓口で申請し、要介護認定を受ける必要があります。

- 1 申請する 申請の窓口は、市健康管理課介護保険係になります。
※西都市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。
- 2 要介護認定
 - ①訪問調査 ●介護認定調査員による訪問調査
 - ②主治医の意見書 ●主治医の先生による意見書の作成
 - ③一次判定 ●調査内容と意見書によるコンピュータ判定
 - ④二次判定 ●一次判定や調査内容・意見書などをもとに、介護認定審査会において認定審査員が判定します。
- 3 結果の通知 結果は申請から原則30日以内に通知されます。
※要介護度に応じて、利用できるサービスや月々の限度額が違います。



◆介護サービス一覧

※介護予防サービスを含む

■在宅サービス

①訪問サービス

サービス種類	サービス内容
(介護予防)訪問介護	ヘルパーの訪問により食事や入浴、調理や掃除などの生活支援を受けられます。
(介護予防)訪問入浴介護	入浴移動車などで訪問し、入浴の介助が受けられます。
(介護予防)訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が訪問し、リハビリを受けられます。
(介護予防)居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の指導を受けられます。
(介護予防)訪問看護	看護師などが訪問し、病状の観察などを行います。

②通所サービス

サービス種類	サービス内容
(介護予防)通所介護	デイサービスセンターで食事、入浴の介護やレクリエーションなどが受けられます。(理容定員18名以下の通所介護事業所は、平成28年度から地域密着型サービスに移行します。)
(介護予防)通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などで食事、入浴の介護や機能訓練などが受けられます。
(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	老人福祉施設などに短期間入所をして、食事や入浴などの介護が受けられます。
(介護予防)短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	老人保健施設などに短期間入所をして、医療や介護、機能訓練が受けられます。

③施設に入って受ける居宅サービス

サービス種類	サービス内容
(介護予防)特定施設入居者生活介護	入居している有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

④環境を整えるサービス

サービス種類	サービス内容
(介護予防)福祉用具貸与	歩行器や車椅子、特殊寝台などを借りられます。
(介護予防)特定福祉用具購入	入浴や排泄用の福祉用具購入費用が支給されます。(※1)
(介護予防)住宅改修	生活環境を整える住宅改修費用が支給されます。(※2)

※1 年間10万円までが限度で、購入費用の「1割または2割」が自己負担となります。

※2 利用限度額は20万円までとなっており改修費用の「1割または2割」が自己負担となります。

■地域密着型サービス

サービス種類	サービス内容
(介護予防)小規模多機能型居宅介護(※3)	小規模な住居型の施設で、通いを中心に、訪問、短期間の宿泊を組み合わせて、食事や入浴などの介護を受けられます。
(介護予防)認知症対応型通所介護(※3)	認知症の高齢者が、食事、入浴の介護やレクリエーションなどを受けることができます。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、食事や入浴などの日常生活支援が受けられます。
夜間対応型訪問介護(※3)	ヘルパーの夜間巡回や緊急時の対応ができるように24時間体制での随時訪問を行います。
地域密着型介護老人福祉施設生活介護(※3)	定員30人未満の小規模な施設で、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられる施設です。
地域密着型特定施設入居者生活介護(※3)	定員30人未満の小規模な有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。
複合型サービス(※3)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター(利用定員18名以下)で食事、入浴の介護やレクリエーションなどが受けられます。

※3 西都市には、該当事業者は存在しません。

■施設サービス

サービス種類	サービス内容
介護老人福祉施設	食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられる施設です。原則、要介護3以上の方が入居対象になります。
介護老人保健施設	医学的な管理のもとで、介護やリハビリが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	介護体制の整った医療機関で、医療や看護を受けられる施設です。